

附 属 資 料

○いしかわの森づくり検討委員会設置要綱	1
○いしかわの森づくり検討委員会委員名簿	2
○いしかわの森づくり財源検討部会運営要領	3
○いしかわの森づくり財源検討部会委員名簿	4
○いしかわの森づくり検討委員会および財源検討部会の検討状況	5
○森林に対する県民意識調査結果	7
○いしかわの森づくりと森づくりの税案についての県民意見	9
○森林の整備と保全に関する現行制度	20
○税制度に関する参考資料	22
○用語解説	28

いしかわの森づくり検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 森林・林業をめぐる現状と課題をふまえ、石川県における新たな森林整備の推進に必要な事項を検討するため、「いしかわの森づくり検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 委員会の委員は、自治体の長、学識経験者、企業・経済団体、県民・住民団体及び林業関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。

2 委員会には、委員長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

(会 議)

第3条 委員会の会議は、委員長が主催する。

2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、平成18年12月31日までとする。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度、石川県農林水産部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成17年11月11日から施行する。

いしかわの森づくり検討委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	丸 山 利 輔	石川県立大学 学長
委 員	有 川 光 造	石川県森林組合連合会 代表理事会長
委 員	石 倉 紀久子	医療法人社団「和泉会」佐原病院 事務次長
委 員	大 西 亮 子	石川県婦人団体協議会 副会長
委 員	梶 文 秋	輪島市長
委 員	角 光 雄	白山市長
委 員	木 場 正 彦	協同組合能登木材総合センター 専務理事
委 員	米 谷 恒 洋	株式会社北國銀行 顧問
委 員	佐々木 潤 子	金沢大学 法学部助教授
委 員	鶴 山 務	石川県町会区長会連合会 会長
委 員	中 島 史 雄	金沢大学 名誉教授・弁護士
委 員	西 村 昭 孝	石川県商工会議所連合会 専務理事
委 員	南 洋 子	石川県商工会 女性部連合会 会長
	(13名)	

(敬 称 略)

いしかわの森づくり財源検討部会運営要領

(要領の主旨)

第1条 この要領は「いしかわの森づくり検討委員会設置要綱」第3条第4項の定めに基づき設置された「いしかわの森づくり財源検討部会」（以下「部会」という。）の運営のために必要な事項を定める。

(任務)

第2条 部会は「いしかわの森づくり検討委員会」が検討する森林の公益的機能の発揮および森林を健全に維持していくための推進方策の一環として必要な新たな財源の確保について、総合的な観点から具体的な検討を行う。

(組織)

第3条 部会の委員は、学識経験者、経済団体、県民団体および林業の関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。

2 部会には、部会長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が主催する。

2 部会長に事故があるときは、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第5条 部会の設置期間は、平成18年12月31日までとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、その都度、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年5月27日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

いしかわの森づくり財源検討部会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
部会長	中 島 史 雄	金沢大学名誉教授・ 弁護士	
委 員	有 川 光 造	石川県森林組合連合会 代表理事会長	
委 員	大 西 亮 子	石川県婦人団体協議会 副会長	
委 員	米 谷 恒 洋	株式会社北國銀行 顧問	
委 員	佐々木 潤 子	金沢大学 法学部助教授	
委 員	西 村 昭 孝	石川県商工会議所連合会 専務理事	
委 員	平 野 豊	平野豊税理士事務所長	
	(7名)		

(敬 称 略)

いしかわの森づくり検討委員会 および財源検討部会の検討状況

- (1) 平成16年6月4日 第1回検討委員会
 - ・検討委員会スケジュール（案）について
 - ・森林の現状について
- (2) 平成16年7月7日 第2回検討委員会
 - ・森林の有する公益的機能について
 - ・森林・林業に関わる活動等の事例について
- (3) 平成16年8月25日 現地調査
 - ・手入れ不足林・手入れ林調査
 - ・森林・林業の取組事例について
- (4) 平成16年9月16日 第3回検討委員会
 - ・現地調査の結果について
 - ・森林の整備に関する制度について
- (5) 平成16年11月5日 第4回検討委員会
 - ・森林に関する県民意識調査の結果について
 - ・新たな森林整備の方策について
- (6) 平成17年1月14日 第5回検討委員会
 - ・いしかわの森づくり検討委員会 中間とりまとめ(素案)について
- (7) 平成17年2月23日 第6回検討委員会
 - ・いしかわの森づくり検討委員会 中間とりまとめ(案)について
 - ・いしかわの森づくり税制検討部会（仮称）の設置について(案)
 - ・いしかわの森づくり検討委員会 検討スケジュール（案）について
- (8) 平成17年6月9日 第1回財源検討部会
 - ・いしかわの森づくり検討委員会「中間とりまとめ」の概要について
 - ・森づくりのための新たな財源制度について
- (9) 平成17年8月10日 第2回財源検討部会
 - ・石川県の財政状況について
 - ・石川県新行財政改革大綱について
 - ・森づくりのための新たな財源制度について

- (10) 平成17年11月1日 第3回財源検討部会
 - ・森づくりのための新たな財源制度について
 - ・森林整備の雇用創出効果について

- (11) 平成18年3月28日 第4回財源検討部会
 - ・森づくりへの理解と参加を促す取組について
 - ・他県における森づくりのための税の状況について
 - ・国における税制改正の概要について
 - ・いしかわの森づくり財源検討部会のとりまとめの方向について

- (12) 平成18年7月26日 第5回財源検討部会
 - ・いしかわの森づくり財源検討部会報告書（案）について

- (13) 平成18年8月17日 第7回検討委員会
 - ・いしかわの森づくり財源検討部会報告書について
 - ・今後のいしかわの森づくりで想定される整備の手法および事業規模について

- (14) 平成18年9月8日 第8回検討委員会
 - ・森づくりへの理解と参加を促す取組について
 - ・いしかわの森づくり税（仮称）案の取組について

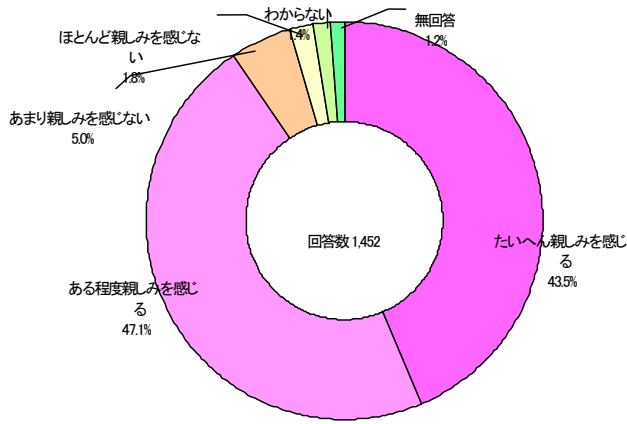
- (15) 平成18年9月20日～10月18日 パブリックコメントの実施

- (16) 平成18年10月7日～11月26日 県民説明会の実施

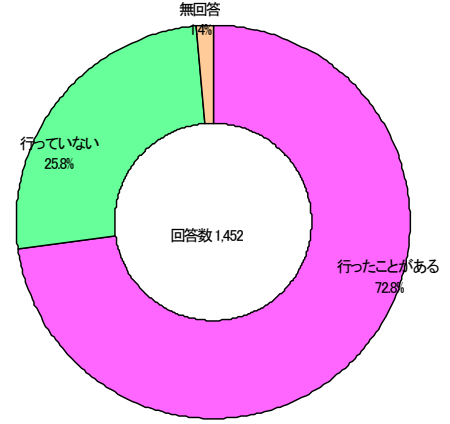
- (17) 平成18年11月15日 第9回検討委員会
 - ・パブリックコメントおよび県民説明会の結果概要について
 - ・いしかわの森づくり検討委員会報告書のとりまとめについて

石川の森林に関する県民意識調査の結果 (H16. 9)

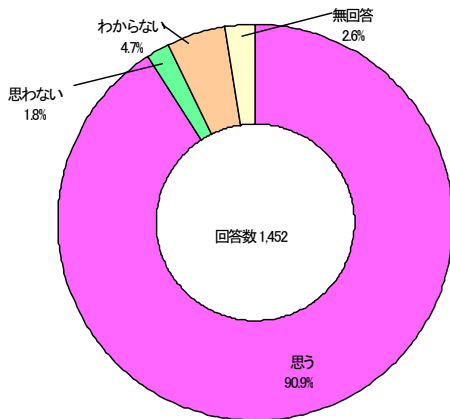
森林に親しみを感じますか



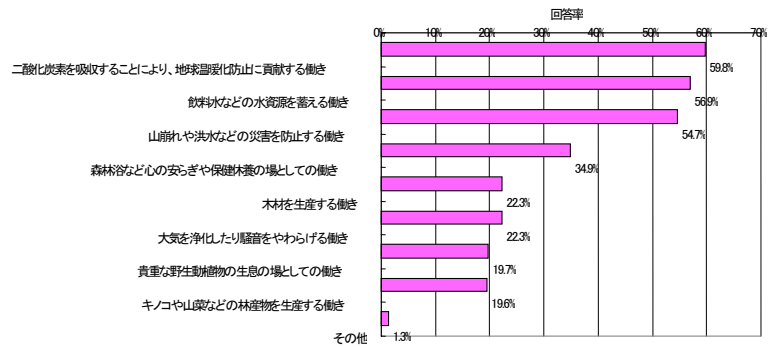
ここ1年くらいの間に山や森に行きましたか



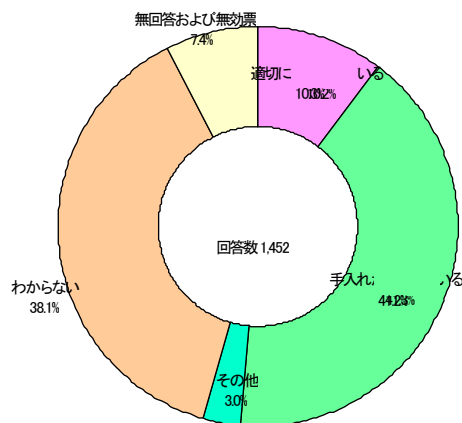
日常生活の中で、森林の恩恵を受けていると思いますか



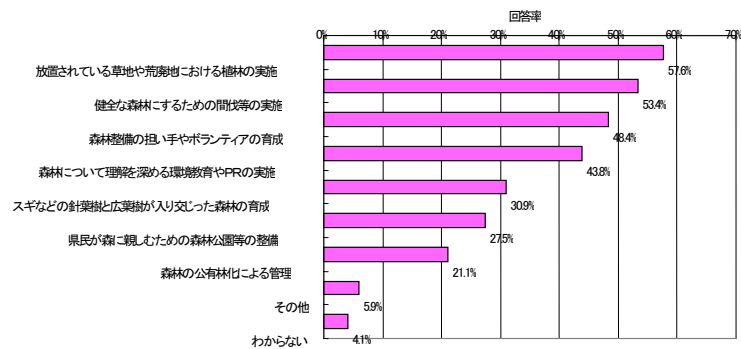
森林にどのような働きを期待しますか



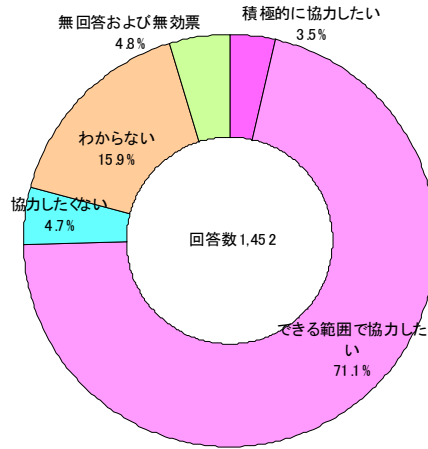
森林の現状についてどう考えていますか



森林を守り育てていく上で、今後どのようなことが必要だと思いますか

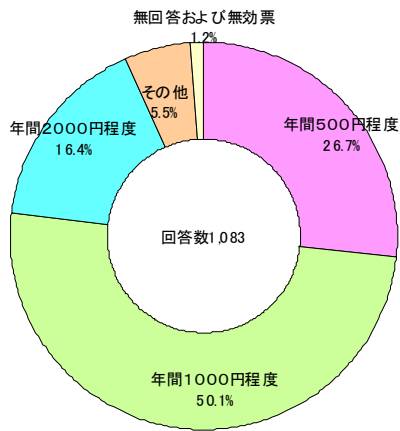


森林の公益的な働きを維持強化していくために、費用負担やボランティア活動（労働力提供）などに協力したいと思いますか

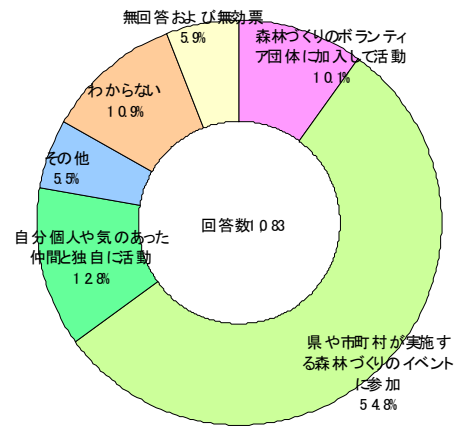


※ 無回答および無効票除く

費用負担するならば、年間どれくらいなら負担してもよいと思いますか



森林づくりの作業にボランティアとして参加する場合、どのような活動がよいと思いますか



いしかわの森づくりと森づくりの税案についての県民意見

1 パブリックコメントの募集及び県民説明会の概要

○いしかわの森づくりと森づくりの税案については、県により、パブリックコメントが、9月20日から10月18日にかけて実施され、101人の方からご意見が寄せられた。

○また、併行して県民説明会が10月7日(土)から10月9日(月)にかけて、金沢・小松輪島の3会場で行われ、約330人の県民の方の出席があった。

○パブリックコメント及び県民説明会における意見の内容は、別紙のとおりである。

2 結果概要

このパブリックコメントや県民説明会は、森づくりの税案に対して直接賛否を聴くものではなかったが、結果として、財源や税に関する意見が多くみられたところである。

それらの主な意見としては、

- ・「多くの県民が森林の働きを理解し森づくりに参画することは賛成。しかし、新たな税負担には反対。県の予算の使い方を変えることで対応すべきで、大規模工事よりも有益な使い道となる。」
- ・「既存組織のスリム化や効率化で財源が捻出できないか検討すべき。」

など、税の導入に反対又は否定的な意見があった一方で、

- ・「森林管理者の高齢化等により森林が荒廃してきている。大切な森林を守り育てていくために、いしかわの森づくり税に賛成。」
- ・「今夏の豪雨で山腹崩壊が多発したが、重大な災害を予防するためにも本案について早急に採択すべきである。」
- ・「豊かな漁場を守り育て漁業振興に寄与するためにも、森林を守っていくことが必要。森林の恩恵を受けている県民が、森林を互助の精神で守っていくためにも、必要な制度であると思う。」

など、税導入を前提として今後の県民への広報と説明を求める意見も含め、意見のおおかたは賛成又は肯定的なものであったところである。

また、「県民の理解も大切だが、山の手入れを中心にしていくことから、山主の理解と協力が大事である」といった、事業を実施していく上で参考とすべき意見や「税金がどのように使われているのかや、その成果等を定期的にわかりやすく情報公開してほしい」といった、税込使途の透明性確保を求める意見がみられたところである。

そのほか、森づくりの取組として、

- ・「県民参加の森林づくりの日などを設け、森づくり活動や林道などの見回り、清掃活動などを行う県民運動にも使うべきでないか」
- ・「キノコの森などを設け、森林に対する親しみなどを向上させてはどうか」
- ・「環境教育の教材として、学校へのペレットストーブ設置などを提案する」
- ・「森林の役割や整備の大切さを知り、わずかですができることはしたいと思う。また、機会があればボランティア活動に参加してみたい。」

などの具体的な事業の提案や森づくりへの参加意識についての意見が多くみられ、県民のアイデアや参加意識を事業に盛り込むことのできる仕組みをつくり、県民の提案と参加による事業を実施していくことの重要性も確認されたところである。

パブリックコメント募集結果一覧

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
1	63	男性	○森林整備は当然として、森づくり活動を行う森林ボランティア団体に対する活動支援や人材の育成に配慮すべき。
2	75	男性	○趣旨に賛同する。当事業で、後継者がいなく放置された森林を買収することが出来ないのか。
3	不明	不明	○森林の公益的機能を高めるための税は有意義であり、県民の税負担額を見直しをしながら恒久的な制度にしてほしい。
4	56	男性	○里山は放置森林、クマやイノシシの問題など荒れた状況であり、いしかわの森づくりにより県土がよみがえることを期待する。
5	不明	男性	○森林整備がいかに必要なのかのアピールが足りないと思う。森林の手入れをしなかった場合と手入れをした場合とでは、県民にどのようなデメリットやメリットがあるのかを説明してほしい。
6	48	男性	○放置竹林に侵害された森林の健全化を目的とした事業にも使うべきである。
7	61	男性	○木材の利用拡大が手入れ不足森林の解消につながることから、県産材を利用した住宅建設への支援策の拡充など、納税者の目に見える形で還元できる施策を税収の使途としてほしい。 ○県民全体で森林を支えるならば、県民参加の森林づくりの日などを設け、森づくり活動や林道などの見回り、清掃活動などを行う県民運動にも使うべきでないか。
8	50	不明	○森づくりの税に賛成する。県民の意見を反映し、周知徹底し、この税制度の有効利用を図ってもらいたい。
9	40	男性	○森づくりの税に賛成する。県民の理解も大切だが、山の手入れを中心にしていくことから、山主の理解と協力が大事である。 ○県でも里山オーナー制度を実施し、山主に貸出料を入れるように取り組むべき。
10	66	男性	○森づくり税案に賛成する。パンフレットはわかりやすかった。パンフレットを使って県民にもっと広報する必要がある。
11	44	不明	○森づくり税の導入を希望する。森林の公益的機能の維持を図るには、森林所有者だけでは無理である。人が生きていく上で欠かせない、森林整備の意義を広く県民にアピールしてもらいたい。
12	44	男性	○森づくりの責任は、人類全ての責任であることを具体的に認識し、1人当たり500円などと言わず都市部の企業などから税をもっと取る仕組みを作り、国民のために森林を維持する努力をしている森林所有者に還元すべきである。
13	59	男性	○新税導入に賛成。今回の制度で、人工林は管理される可能性があるが、天然林も適期に更新できるような対策も必要でないか。
14	51	男性	○ボランティア感覚で少額の援助はしてもよいと思う。税収の使途及び使途を明確にする仕組みを明確にしてもらいたい。個人資産の価値を上げるための使途にならないよう取り組んでもらいたい。
15	85	男性	○森づくり税の増額(500円→1,000円)を希望する。 ○外材を抑制し、間伐材を活用すべきである。
16	不明	女性	○これを契機に森の役割などを県民に広く啓発すべきでないか。 ○この制度で管理された森林については、伐採や売買などの規制を強くすべき。また、保安林の指定を義務づけるべきでないか。

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
17	不明	女性	<p>○森林意識を県民に持ってもらうため、ボランティア活動に支援、体験活動の機会の提供、森林に関する情報の提供を行えばどうか。</p> <p>○手入れ不足の森林整備だけでなく、森林施業に不可欠な路網の整備や森林病虫害等からの防除対策等、本県全体の森林に実施して欲しい。</p>
18	不明	女性	<p>○シイタケ等の適寸の原木が少ないので、広葉樹を増やす方策に活用してほしい。</p> <p>○スギ花粉症対策のため、花粉の少ないスギを増やす取組を進めてもらいたい。</p>
19	不明	女性	<p>○森づくり税に賛成する。強度間伐を行った後に、広葉樹を植えることには、賛成いたしかねる。人の手が加わると何時までも人の手を必要とする山になるから。当分は、間伐のために使って欲しい。</p> <p>○税金がどのように使われているかやその成果等を定期的にわかりやすく情報公開してもらいたい。</p>
20	43	男性	<p>○税に賛成である。個人については、県民が負担にならない額にし、法人については一律でなく累進課税的な税率がよいと考える。</p> <p>○県民に深く自然や環境を考えてもらう機会が必要であり、県民や市町民参加型の森づくりを進めてもらいたい。</p> <p>○税の使い道を問う諮問機関に市民が参加するなど、不明瞭にならないような仕組みを導入してもらいたい。</p> <p>○森づくりをしていくための人材の育成や後継者対策にも財源を導入すればどうか。</p>
21	29	男性	<p>○税はやむを得ない。森林整備で恩恵を受けるのが、山間部の住人だけでなく、下流に居住する者にも与えられていることを県民に知ってもらう必要がある。山に住む住民の為の税金と考えている人がいる。</p>
22	30	女性	<p>○山主自体にもっと山に関心が出るようなことをしたらどうか。後継者問題もあり、保安林にするなり県で管理していく方がいいと思う。今の時代、山に興味がなさ過ぎだと思う。特に山に関わりのない町の人にもっと興味を示す行事に使って頂きたい。</p>
23	38	女性	<p>○森林管理者の高齢化等により森林が荒廃してきている。大切な森林を守り育てていくために、いしかわの森づくり税に賛成する。</p>
24	62	男性	<p>○水源地域等の以外の森林整備では、一定の所有者負担のもとに整備するとされているが、公益的機能を考慮して、所有者負担をなくすべきである。</p> <p>○県民意識調査での年間負担割合の結果を重く受け止め、税額を1,000円位にし、森林所有者の負担をなくせばどうか。</p> <p>○国の森林整備予算の減少よりも県予算の減少の方が大きいのではないのか。</p> <p>○森林の役割や森林整備の意義を広く県民にアピールしてもらいたい。地球温暖化防止など森林による二酸化炭素削減課題も前面に出せばどうか。</p>
25	不明	男性	<p>○事業を導入しても、境界問題が解決されないと結果を出すことは難しい。民有林の所在を明らかにし、森林所有者の意向を訊くことから始めればどうか。例えば、アンケートや地積調査を実施し、市民が参加できるゾーンなどの区域を具体的に明示すればどうか。</p>
26	30	男性	<p>○山の所有者に対してはどうか理解を求めていくのか。強度の間伐を行い、混交林に前向きの人ばかりではないのではないのか。</p> <p>○県民へアピールしていくことは、県民に理解してもらえるよいきっかけとなる。地域のボランティアや山が好きな人などが増えることを期待する。森づくりに携われる機会が増え、定着させることが、森づくりの新しい仕組みにつながるのではないのか。</p>
27	38	不明	<p>○森づくり＝林業ということを根気よくPRし、理解を深める努力をしてほしい。そのためにも、森林作業のボランティア参加や森林にふれあうイベント行事を増やすことが必要である。森林環境税を大切に無駄なく森づくりに活用してほしい。</p>

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
28	不明	不明	<p>○低所得者と高額所得者も同じ負担にするのはなぜか。県債ですればよいのではないのか。</p> <p>○県民に負担を強いるのであれば、まず県の徹底した歳出削減をすべきで、県職員の人件費を削って税源を捻出すべきだ。</p> <p>○天下り先に業務を委託し、森林を管理するのであれば県民は納得しない。天下り先の確保につながっているのではないのか。</p> <p>○これまでの森林行政に対する反省や責任の所在を明確にしないまま、県民だけに負担を求めるのか。</p> <p>○今回の森づくりは県職員の仕事確保のための制度で、本当に県民のことを考えているのか。</p>
29	不明	女性	<p>○人工林を広葉樹の林に戻すことに同意したところのみを、税金で間伐していけばよいのではないのか。</p> <p>○クマ剥ぎの被害者に多少の補償金を出せないのか。</p>
30	32	男性	<p>○木材価格の下落等に伴い、県産材の需要が大変厳しい状況に置かれているが、今後の推移とその対策を知りたい。</p> <p>○松くい虫やミズナラの被害対策として、どのような取組を行っているのか。</p>
31	不明	男性	<p>○県内の森林や自然環境を守ることは、県民として当たり前である。県民一人あたり500円は安い。</p>
32	58	男性	<p>○山奥の道路整備を進め、奥山の間伐を出来るようにしてもらいたい。</p>
33	58	男性	<p>○森の木々がどんな働きをしているのか、小学校から学習の中に取り入れればどうか。</p> <p>○木の文化を守っていくためには、個人も社会も一体となって山を大切にする手入れをして行くことが大事である。</p>
34	49	男性	<p>○税については賛成。事業として、キノコの森などのエリアを設けることで、森林に対する親しみなどを向上させればどうか。</p> <p>○緑の重要性を県民に伝えるため、テレビ等を通じて広報すればどうか。</p>
35	35	女性	<p>○いしかわの森づくり税に賛成。森林所有者も事業の実施に協力するなど、積極的になって欲しい。</p>
36	49	不明	<p>○所有者負担を求めずに整備するとあるが、所有者の意識も高揚させる必要があるのではないのか。不在村森林についての対応はどうするのか。</p>
37	56	男性	<p>○森づくり税により、手入れ不足林を1年でも早く整備し循環型社会の構築を望む。</p>
38	48	男性	<p>○税案に賛成。森づくり税の名称に水源と環境を入れればどうか。</p> <p>○森林所有者個人の力では、山を健全に維持するだけの体力が無いので、広く県民に応援してもらえたらありがたい。税の趣旨と異なるが、山の管理には道が必要。</p>
39	74	男性	<p>○徴収される税額や期間が31億円とか、10年間とかで、うすらぼんやりしており、税金といえばそれでいいのか。子供から非労働者までの県民全員から税を徴収するのは絶対反対。今回の制度を審議された人の名前が公表されていない。</p> <p>○県民から税を徴収しようとするのであれば、林業者だけでなく何回も広報すべきである。森林が荒れ果てたのは森林所有者の責任である。</p>
40	78	男性	<p>○税を林業関係者から徴収するのか、あるいは年齢、所得等を勘案して広く県民から徴収されるのか。県産材の価格が低迷している現状を生産者の身になって考えてもらいたい。</p>
41	62	男性	<p>○森林税進めてください。林業者以外の人でも、森林整備に汗を流せる場所を多くつくってもらいたい。</p>

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
42	50	女性	○若者や都市部の人に対しても、これからこの税制度の内容について理解を求めるなら、パンフレットの配布や説明会を開催してもらいたい。森林の恩恵によって私たちの生活が守られていることを県民に広く理解を求めてもらいたい。
43	64	男性	○高額所得者や企業の利益を活用し、個人の負担を廃止するため、県債を発行すればどうか。 ○今後、団塊の世代の退職者が大量に出てくることから、ボランティアに利用していけばどうか。
44	45	男性	○最近、里山林の手入れ不足のためクマが良く出没している。国民から500円の徴収を義務にしても、この時期なら県民の山林に対しての理解があるかもしれない。また、みどりの日を中心に募金の日をつくってもいいと思う。
45	57	男性	○県民説明会に参加し、森林の働きが良くわかった。森林の公益的機能は、県民が安心して生活していく上で、不可欠であるため、税制度を導入し、手入れ不足林の整備を行ってほしい。
46	47	女性	○白山麓では不在村森林所有者が多く管理が出来ないので、所有権も含めた対策が必要である。森林所有者だけでは森林整備は困難で今回の方針は賛成する。
47	57	男性	○地域通貨は、森づくりに対する県民参加等の促進等を図り、活力ある農山村づくりを進める上で、有効な手段であると私も思う。
48	55	男性	○現状では、環境保全のために私費を投じる気になれない。森林からの恩恵を受ける人達が公平に負担し、山を守るべきであり、森づくり税案に賛成である。
49	54	男性	○山村の過疎化、高齢化により森林の手入れが出来ない状況にある。水源涵養や土砂の流出防止など森林の持つ公益的機能を維持できないことから、森づくり税案に賛成である。
50	42	男性	○今夏の豪雨で山腹崩壊が多発したが、森林整備がされていないところが集中している。重大な災害を予防するためにも本案について早急に採択すべきである。
51	26	男性	○県民意識調査にボランティア活動に協力したいとあるが、どのようなイベントがあるか知るすべが少なく、これまで以上に情報を提供してもらいたい。
52	57	男性	○豊かな漁場を守り育て漁業振興に寄与するためにも、森林を守っていくことが必要である。森林が果たしている多くの恩恵を受けている県民が、森林を互助の精神で守っていくためにも、必要な制度であると思う。
53	53	男性	○森林整備は県民全体の課題であり、県の厳しい財政事情を鑑みると、森づくり税の導入は至極当然である。
54	34	男性	○森林の現状を考えると、自発的な募金よりも森づくり税の創設がやむを得ないと思う。しかし、低所得者と高額所得者が一律の負担に懸念を感じる。
55	55	男性	○森林で生活する人はおらず、過疎化が進み、森林の管理が出来なくなってきた今日、森林の管理が重要視されてきている。
56	49	男性	○森林の現状は十分に理解出来る。木材の活用について、もっと取組を強化していく必要があるのではないかと。 ○財源については、時限的に緊急策として実施する必要がある。また、納税により県民意識の高揚が図られると思う。
57	不明	女性	○荒廃した森林は環境に良くないし、ゴミの不法投棄場所にもなる。また、暮らしやすい環境にするために、早期の手入れが必要である。
58	不明	女性	○森林は、私達の生活に欠かすことが出来ないものなので、早急に変更すべき。ボランティア活動は必要だが、関心のある人だけでは難しいし、国民全体が関心を持つことも難しいと思う。
59	不明	女性	○暮らしやすい環境にするための制度として賛成である。

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
60	40	男性	○本来であれば民有地は森林所有者が整備し、公有地の整備に税を活用すべきであるが、現状では森林の荒廃が進んでおり、将来のためにも森づくり税を制定すべきである。
61	47	男性	○地球温暖化の防止と雇用の確保の観点からも早急を実施すべき。今回の方針については賛成。ボランティアでは限界があるので、森林の国有化も検討してみてもどうか。
62	41	女性	○森林の役割や整備の大切さを知り、わずかですが、できることはしたいと思う。また、機会があればボランティア活動に参加してみたい。
63	42	男性	○森づくり税は不可欠と考えるが、負担割合は一律でなく、所得や森林の所有の区分があっても良いのではないか。
64	66	男性	○山に魅力がなく、放置しているため、ジャングル化しておりクマ等の被害が出ている。当地区で、数年前から間伐事業もやっており、今後ともこの事業を続けてほしい。
65	71	男性	○森林の公益的機能を高めるためにも税はやむを得ないと思う。税の使途を明らかにし運用管理してほしい。
66	65	男性	○総森林面積の7割を国有林にし、人的関与を認めず、自然林に戻す。残りで自由に経済活動すればどうか。
67	57	男性	○倒木等で川がせき止められ土砂崩れが発生している。現状では森林整備が出来ず、早急な対応を願う。
68	59	男性	○現状では、森づくり税案を推進していく時期になっているが、県民に税による森林管理費や今後の展望等をしっかり説明してもらいたい。
69	78	男性	○森づくり税に賛同する。ただし、森林所有者以外の県民に対する説明が必要であり、町会単位による説明や財源の使途、期間、税率等の内容を説明してもらいたい。
70	55	男性	○木材の有効利用を考え、ケヤキ等の広葉樹の植栽など林業の採算性が大事ではないのか。 ○高齢化が進み山へ行くことが出来ず、人手と助成金があれば助かる。
71	59	男性	○森づくりの財源についてはやむを得ないといえる。しかし、その税収の使い道や流れについては、明確にすべきである。 ○県民参加の森づくりを積極的に進めるべきである。 ○森林の境界管理、GPSの活用などの取組の強化を図るべきでないのか。
72	68	男性	○林道及び間伐を実施し、次の世代に森林を引き継いでいきたいと考える。
73	66	男性	○山に行く人がいない。雪で折れてそのまま荒れた状態である。今回の制度で早急な間伐を進めてもらいたい。
74	42	男性	○森づくりに対する税案は、本県はまだだが富山県をはじめ皆様の同意を得ています。今後は、強力に新聞広報等を利用して推進を図られたい。
75	55	男性	○森づくり関係の予算に県の何%をかけているのか。その上で、将来の活動を支援するため徴収する税の配分案等を示してほしい。
76	53	男性	○税額を決定した理由を県民に知らすべき。導入県では300円から千円とあるが、本県はなぜ500円なのか。森林所有者もそれなりに負担すべきでないのか。
77	68	男性	○森林の手入れ不足は著しいものがある。森づくりの税案として500円は妥当と考える。今後高齢になったら管理できるかどうかわからない。
78	48	男性	○竹林は増殖し続け、しかも放置され荒廃が著しい。水源地の整備もさることながら、これらの整備も緊急な課題である。また、海岸松林の整備も必要である。森づくり税については、規則に縛られないアイデアでの活用を願いたい。

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
79	不明	男性	○まず既存組織のスリム化や効率化で財源が捻出できないか検討すべき、また新たな税負担は、貧富の差に関係なく500円では納得できない。県債の発行により対応すべきで、今のままでは反対である。
80	不明	不明	○安い外材を輸入して日本の森をだめにしたのは政府であり、その尻ぬぐいを新税で行おうとするのは納得できない。一度つくれば後は金額を上げていくだけである。政府の政策変更を求めていくべき。 ○森林再生には林業で生活できるようにすることが基本である。森林を再生するため、県内のどこで、どれだけの事業が必要なのか、その事業は天下り先をつくるだけではないのか。
81	不明	不明	新規の税金は反対である。県の一般会計の見直しを行い対応すべき。(無駄と思われる事業をやめて財源を捻出すべき)
82	不明	不明	○平成16年から検討している割には、その内容が県民に全く浸透していない。広報の仕方に問題がある。 ○新税導入には、なぜ財政改革で対応できないのか説明すべきである。この10年でできた建物に予算を使っている。県の財政努力が見える形にして、県民に知らせた上で導入すべき。
83	不明	不明	○多くの県民が森林の働きを理解し、森づくりに参画することは賛成である。しかし、新たな税負担には反対である。県の予算の使い方を変えることで対応すべきで、大規模工事よりも有益な使い道となる。
84	不明	男性	○日本の温暖化ガス排出は、8割が企業・公共部門であり、家庭関連は2割にすぎない。排出削減を趣旨とした新税を導入するなら企業・公共部門が負担すべきで、一般家庭の県民は課税すべきでない。
85	63	男性	○森づくりに基本的には賛成であるが、県民の間で議論が盛り上がっていない。1年か半年遅れてもやむを得ないから、見切り発車のないようお願いしたい。 ○税制のうち、実施期間は5年間の時限として見直しせずに廃止すべき、また、税額は妥当であるが、将来、地域通貨を導入し県民参加型とすべき ○事業では、ボランティアを育成し、多様な参加形態をつくること。多様な取組を提示し、県民に森づくりのイメージを持ってもらうことが先決。
86	46	男性	○森づくり税と書いてしまうとイメージが悪い。一般市民は税という文字に敏感である。むしろ、森林だけでなく、海や湖、川など広く環境面から考えた財源を立ち上げ、その一部を森林保護に充てる方が将来的にもよいのではないのか。
87	64	男性	○高齢者の重税感を考えると一律課税は納得できない。年金切り下げ、介護保険料、医療費などの負担増で、金額の多少の問題ではない。 ○本来、私有財産である山林に目的税として投資することは、私的財産所有者を優遇するもので納得できない。所有者負担をまず検討すべき。 ○国が先に環境税を提案しており、将来、バッティングするのではないのか。 ○報道によれば、林業公社の借金は全国で1兆円を超し、県林業公社でも570億円。こんな林業政策では泥縄になるのは明らか。 ○税収は、基金として別枠で目的に添ったガラス張り経理をするとされているが、基金財政の経理システムが明らかにされていない。 ○森林整備・保全のボランティア活動の推進については賛成。水源涵養を県民自ら肌で感じるようにどんどん進めていくべき。
88	45	女性	○税の有効利用として、学校にペレットストーブの設置と県内ペレット製造プラントを造ることを提案する。森林資源の有効利用と温室効果ガスの削減、さらには環境教育の教材としても利用できる。
89	59	男性	○県内の森林を健全にすることを森林関係者のみに負担させることに無理があることは理解できる。しかし、県民がすでに払っている租税の中から財源を確保できないのか検討すべき。林道整備や河川整備の予算から財源を捻出できないのか検討する余地がある。
90	50	男性	○近年、里山の荒廃により、クマ等が市街地に出没が多くなっている。ブナの実の豊凶に対応できるよう広葉樹との複層林となれば良いと思う。手始めに近場の山の整備を行い、徐々に奥に向かって整備できるようになればよいと思う。

意見提出者			意見の要旨
番号	年齢	性別	
91	54	男性	○森林整備は必要だと思うし、そのために財源が不足であるなら税として徴収するのやむを得ない。不必要な道路や新幹線などを整備する費用を森林整備に使えばどうか。
92	28	男性	○不在村森林に対する施業を実施する場合、森林の境界や所有者の同意の確認はどうするか。
93	56	男性	○森林の公益的機能については、県民でなく国民全体に関わる問題であり、県税でなく国税として徴収すべきと考える。
94	60	男性	○財政の無駄、戦略的分野への予算再配分、全国でもトップレベルの公共事業依存体質など、財政政策の総点検が不可欠である。そういった税や財政分析に関わる基礎的議論がないままに新税を創設することは本末転倒である。 ○県の行財政改革大綱にある「受益者県民一般だから新税」の論理が通れば、「少子化対策」「新幹線対策」「河川整備」「ダム建設」など、あらゆることに目的税がつけられることになる。 ○石川の森づくりのあり方を考えるとすれば、県の財政分析を行い、不要不急の公共事業の洗い出しや財政の見直し、国への制度改善を働きかけるべき。
95	67	男性	○総論的に是とする。森林保全の現状と課題における整備手法の必然・緊急性について、等しく県民の理解に立脚した課税とするには、3回の説明会では不十分であり、さらに広い県民の意見聴取を図るべきでないか。 ○森づくり検討委員会のメンバーは各界からの構成で妥当とするが、森づくりを目指すには森林を活用・育成する参加者・利用者側での意見集約が必要でないのか。
96	56	男性	○針葉樹の植林を行政が促進したのは、誤りであったのではないか。 ○これからの森づくりで、年間所要財源3.8億円でどれほどの事業が可能であるか、また伐採制限の保証として、例えば買い取りなどを考えているのか。 ○新たな税は、山林所有者にとっても負担増であり、林業採算性の悪化に対しては、輸入外材の増税で補填するよう国に提案し実施してもらうべき。
97	80	女性	○道路や新幹線の建設は、広大な森林を傷つける。県民一人あたりに大きな損害と少ない恩恵しかもたらさない。税金を森林にまわすことを望む。 ○市民グループで間伐などをやったことがあるが、隣人との山の境界がわからないことから、わかっている人から境界と技術の伝承が必要。 ○子供の頃に、自然の美しさに心を揺さぶれたことのない人は、成人後に美しさに接しても心が動かないと言われる。教育のシステムに「森」を入れるべき。
98	54	男性	○森林環境税の導入には反対する。新税は公団（現「緑資源機構」）造林の維持管理にも使用されるのか。現在も大規模に植林を続行されているが、余裕の出た県森林予算は、更なる植林に向かうのではないのか。 ○個人の財産に税を投入するのは、税の平等化に対して、どう説明するのか。
99	50	男性	○国や県の進めてきたスギ植林による花粉症などの悪い部分ばかりが目につき、保安林の確保や森林の整備事業が県民には目立たない現状ではないだろうか。 ○健全な森林から受ける恩恵と森林荒廃による被害をわかりやすく広報することを願う。林業や中山間地域の人だけが利益を得るのではなく、全ての人にとって森林保全が重要なことを知ってもらうことだと思う。これから先の子孫が安心して暮らせる国土を造るためであれば、財源の確保にも県民の理解が得られるのではないのか。
100	52	男性	○水不足を体感したことがない県民に観念的な公益的機能の説明では、インパクトがないように感じる。人工林手入れの必要性を一般県民や緑の少年団への啓蒙普及の機会を設けてはどうか。
101	41	女性	○県民から森づくり税を取る以上は、対象森林から上がった収益を所有者に還元されてしまうようでは理解が得られない。しかし、見方を変えれば税という形を取るからこそ人々の関心が集まるのではないのでしょうか。森林の役割などに思いを馳せたことのない街の人々が少しでも山のことを考えるようになることを期待したい。

県民説明会における主な意見及び意見に関する県の説明

1 森づくりの財源に関すること

主な意見要旨	会場での県の説明
○材価の低迷、輸入外材による国産材の圧迫等の理由から、森林所有者の自助努力だけでは、森林整備は困難。今回の税案には賛成。	
○クマが里山に出没する原因の一つに森林の荒廃があり、税による森林整備はやむを得ないと思う。	
○水源林の整備ということがわかるよう税の名称を「水源環境税」にすればどうか。	提案の名称も含め、今後いろんな意見を聞いた上で決めていきたい。
○説明会の内容は分かりやすかった。より多くの県民の理解が進むよう今後ともPRや説明に努めてほしい。	今後ともPRや説明に努めたい。 また、地域で要請があれば出向いて説明したい。
○税制度の導入にあたっては、マスメディア等を通じたPRが必要。	
○森づくり税は理解できるが、県民に恩恵があるのであれば、県債を発行するという方法もあるのではないのか。	造林事業は林業者に対する助成制度であり、そうした補助金は県債の対象外。 従って、手入れ不足林の整備を行う事業は、県債になじまない。
○森林のオーナー制度を導入し、関心のある人が森林の整備をすればどうか。	オーナー制度を活用できれば、それに超したことはないが、これまでの里山での実績から22千haという広大な手入れ不足林を対象としたオーナー制度の実施は難しい。
○今回の納税対象者は子供から年寄りまで全員か。また、森林所有者とそれ以外で税率に差を付けるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・収入のない子供等や収入があっても一定の基準以下の方は納税対象者から除外（パンフレット参照）されている。 ・県民全体の半分弱の50万人余が納税対象。 ・森づくりの税は、森林の経済的な面ではなく、公益的機能に着目した税であり、森林所有者かどうかで税率に差を設けない。
○事業規模では10年間で整備するとあるが、事業内容を5年間で検証するとなっている。その整合性は。	5年後に新たな制度のそれまでの実績や効果等を検証し、制度の継続について改めて検討することとしている。
○水源のかん養を重視するのであれば、水道料に課税すればどうか。	上水道については普及率が100%ではなく、又一方で地下水が活用されていることなどから、公平性の問題、徴税コストの問題、さらには滞納の場合は市町の立て替えについての問題等課題が多く、課税手法として採用が困難である。
○県民意識調査では、年間1,000円までなら負担しても良いという割合が一番多かったが、今回、税率を500円とした理由は何か。	新たな森づくりの事業規模と県民の負担感を考慮して、薄く広くの観点から500円とした。

2 森づくりの事業内容に関すること

主な意見要旨	会場での県の説明
○森林は荒廃しており、手入れ不足林を間伐することによって、より水害等に強い山づくりを目指してもらいたい。	強度の間伐(通常間伐の2倍程度の間引き)を行い、広葉樹と針葉樹の混交林に誘導しつつ公益的機能の維持増進に努めたい。
○混交林をめざすことはよいことである。	
○手入れ不足林の整備は、一般県民に林業関係者のためだけの施策と受け取られないよう説明していくべき。	林業支援ではなく、県民全体が恩恵を受ける森林の公益的機能維持のための施策であることを、今後ともPRしていきたい。
○税の導入には賛成だが、一般県民や法人が理解できるような取り組みが必要。	
○漁業を行っているが、漁業のためには森林整備は必要であり、今後も、森づくり活動を広めていきたい。	
○4割の間伐だけではなく広葉樹の植栽も必要ではないのか。	できるだけ自然力を活用して混交林に誘導するが、難しい箇所については補完的な広葉樹の植栽も考慮する。
○森林を次の世代に引き継いでいくためには、若者の就業も必要。	現在実施している「あすなる塾」により若い就業者の養成に今後とも努めていく。大切なことは、採算のとれる林業を実現することである。
○人工林の整備も大事であるが、大径木が多くなってきた広葉樹林も荒廃しており、その整備が必要。	里山林など身近な森の保全に関する取り組みを進めていく中で対応していきたい。
○森林整備を放棄している者が今回の森づくり税で補填されることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・手入れ不足林の整備は、公益的機能の維持を図るためのもので、伐採した木は搬出しない。 ・手入れ不足林は手入れ不足によって経済的価値が損なわれていることなどから、所有者が単独で搬出しても収支は償えない。
○若い人を含め森林環境教育を充実すべき。	新たな財源の一部を活用して推進したい。
○林道がないと森林整備が行えないことから、林道整備に重点を置けばどうか。	手入れ不足林の整備は、材の搬出を行わない間伐であり、森づくり税の使途として林道整備は想定していない。
○手入れ不足林の整備は、どこから優先的に実施するのか。	まずは水源地域を優先して実施していきたい。

森林の整備・保全に関する現行制度

1 間伐等の森林整備のための主な現行制度

区 分	造 林 事 業	治 山 事 業
事業の目的	森林の多面的な機能の発揮および山村地域の活性化	山地に起因する災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全等、森林（保安林）による公益的機能の維持増進
事業の内容	苗木の植え付け、保育、除間伐等を行い森林を育成	治山ダム等の構造物の施工と併せ、森林の復旧、保育等を行い森林を維持・造成
事業主体	地方公共団体、森林所有者から委託を受けた森林組合等	県
対象森林 (間伐の場合)	1 施行地 0.1ha 以上で、林齢が 16 ～ 35 年生の森林（全間伐対象林 59 千 ha のうち 33 千 ha）	林齢が 16 ～ 40（最大 50）年生の保安林（全間伐対象林 59 千 ha のうち 9 千 ha）
補助率および所有者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率最高の場合：85% （国：51%、県：34%） （注）組合等に委託の場合、別途手数料 10 ～ 20%が必要 ・ 所有者負担：あり （委託の場合、事業費の 1/4 程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：100% （指定事業 国：1/2、県：1/2） 又は（保育事業 国：1/3、県：2/3） ・ 所有者負担：なし
制度の特性	林業という経済行為もしくは森林所有者等の自発的な取組を助長して適切な森林整備を図る誘導的的制度	伐採の制限等の私権の制約と併せて公的費用による整備・保全を図る行政執行的の制度
公費投入の考え方	<p>林業経営により生産される木材は私的財であるが、森林は国民生活に必要な不可欠な公共財であり、森林を育成していく行為は公共財を形成する行為と見なすことができる。</p> <p>また、森林が有する諸機能は森林を健全に育成することで、はじめて発揮できることから、個人の造林に対し補助を行うもの。</p>	<p>山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する事業であり、事業主体は基本的に県とされている。</p> <p>また、実施に当たっては、森林の中でも特に公益的機能の重要な地域を保安林として知事又は大臣が指定することとなっており、保安林機能の高度発揮を図るために公費を投入するもの。</p>
事業推進上の課題	森林整備の推進は、森林所有者の経営管理意欲に委ねられており、採算性の悪化等により事業が停滞しやすい。	保安林に指定されれば指定目的の消失などの理由がない限り解除ができないため、指定に慎重な所有者が少なくない。

2 森林保全のための制度（保安林制度）

水源かん養や山地災害防止など、県民の暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林は保安林に指定されている。

保安林に指定された場合には、森林所有者は税制上の優遇措置などが受けられるものの、伐採規制などの森林の取扱いに関する制限が多いことから、指定に慎重な森林所有者が多く、保安林の指定率は19%（人工林では16%）となっている。

（1）石川県の保安林（民有林）の現況（H17）

（単位：百ha）

保安林の種類	指 定 の 目 的	面 積
水源かん養保安林	・降雨を蓄え徐々に川に流すことで、洪水や濁水を緩和する ・きれいでおいしい水を育む	361
土砂流出防備保安林	・雨による表土の浸食、土砂の流出・崩壊による土石流などを防ぐ	72
土砂崩壊防備保安林	・山崩れを防ぎ、住宅や鉄道、道路などを守る	2
飛砂防備保安林	・砂浜などからの飛砂を防ぎ隣接する住宅や農地などを守る	12
防風保安林	・風の強い地域で、田畑や住宅などに対する風の被害を防ぐ	2
なだれ防止保安林	・雪崩の発生を防ぐ又は雪崩発生時の勢いを弱め被害を防ぐ	7
魚つき保安林	・水面に日陰をつくる、流れ込む水の汚濁を防ぐ、あるいは養分の豊かな水を供給して、魚の繁殖を助ける	1
保健保安林	・森林レクリエーションなどの場の提供 ・空気の浄化や騒音の緩和により生活環境を守る	(137) 28
その他保安林	・住宅や田畑への潮害を防ぐ ・船舶の航行の目標となる 等	3
計		(137) 488

注1：面積上段（ ）の数値は兼種保安林

注2：その他は、潮害防備、干害防備、水害防備、落石防備、航行目標、風致の各保安林

（2）保安林の指定率

区 分	面 積 (百ha)	保 安 林 (百ha)		保安林率
			うち水源かん養	
民有林面積	2,518	488	361	19%
うち人工林	995	155	123	16%

税制度に関する参考資料

1 他県における森づくりのための税の状況について

H18.11.1現在

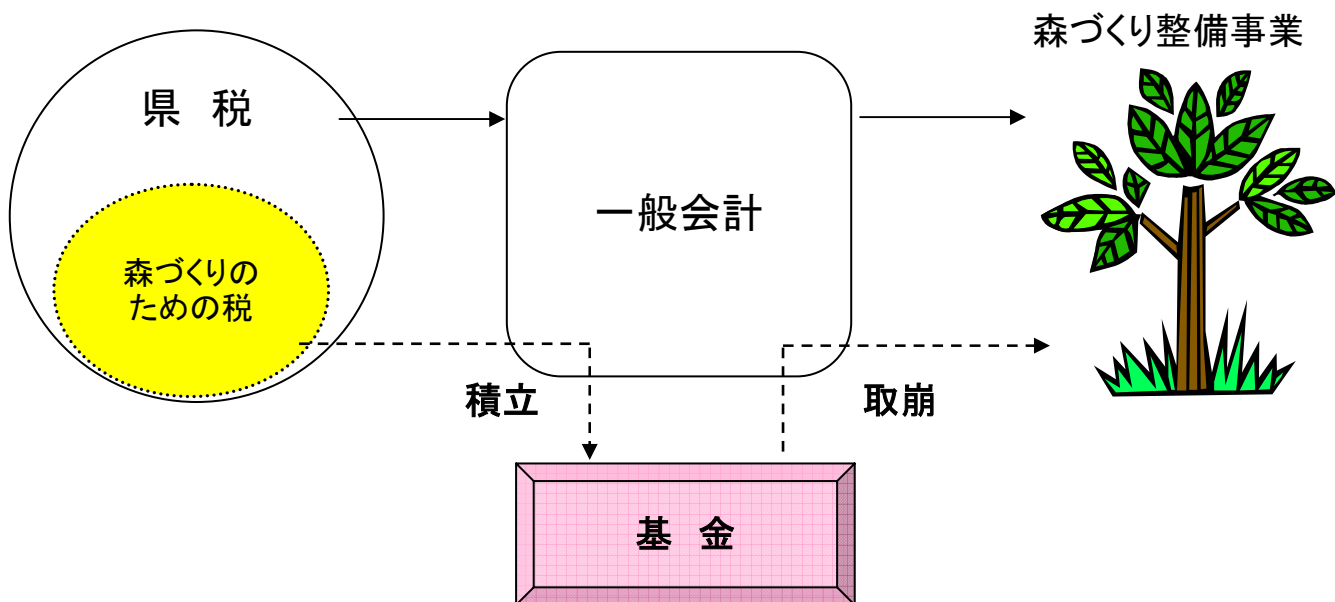
都道府県名	名称	課税方式	施行時期	税率（税額）	税収見込額	使途を特定するための方策
1 高知県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H15. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：年額500円	1. 4億円	高知県森林環境保全基金
2 岡山県	おかやま森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H16. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4. 5億円	おかやま森づくり県民基金
3 鳥取県	森林環境保全税	県民税均等割の超過課税方式	H17. 4. 1	個人県民税：年額300円 法人県民税：均等割額の3%相当額	1 億円	鳥取県森林環境保全基金
4 鹿児島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 4億円	税収使途を明確にするための方策を講じる
5 島根県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	1. 9億円	水と緑の森づくり基金
6 愛媛県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H17. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 2億円	森林環境保全基金
7 山口県	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H17. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 8億円	税収使途を明確にするための方策を講じる
8 熊本県	水とみどりの森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H17. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	4. 2億円	水とみどりの森づくり基金
9 福島県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	10億円	福島県森林環境基金
10 奈良県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3 億円	奈良県森林環境保全基金
11 兵庫県	県民緑税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：800円 法人県民税：均等割額の10%相当額	21億円	県民緑基金
12 大分県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2. 9億円	大分県森林環境保全基金
14 滋賀県	琵琶湖森づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：800円 法人県民税：均等割額の11%相当額	6 億円	滋賀県琵琶湖森林づくり基金
13 岩手県	いわての森林づくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：1,000円 法人県民税：均等割額の10%相当額	7. 1億円	いわての森林づくり基金
15 静岡県	もりづくり県民税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：400円 法人県民税：均等割額の5%相当額	8. 4億円	静岡県森の力再生基金
16 宮崎県	森林環境税	県民税均等割の超過課税方式	H18. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2. 8億円	宮崎県森林環境税基金
17 神奈川県	かながわ水源環境保全税	個人県民税均等割所得割の超過課税	H19. 4. 1	個人県民税均等割：300円 個人県民税所得割：0.25%を上乗せ（4.025%）	38億円	神奈川県水源環境保全・再生基金
18 和歌山県	紀の国森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19. 4. 1	個人県民税：500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	2. 6億円	紀の国森づくり基金
19 富山県	水と緑の森づくり税	県民税均等割の超過課税方式	H19. 4. 1	個人県民税：年額500円 法人県民税：均等割額の5%相当額	3. 3億円	富山県水と緑の森づくり基金

2 税収の使途を明確にするための方策の例

「森づくりのための税基金」の創設

県民税均等割は普通税であるため、その超過課税である「森づくりのための税」は、使途が特定されておらず、そのままでは他の普通税の税収と区分されない。

このため、「森づくりのための税」による税収が、森づくり整備事業に直接使われることを明確にするために、基金を創設し、他の財源と区分して管理する。



3 税の基礎知識

(1) 法定外税

地方税法に定める税目（法定税）以外に、地方団体が条例により新設した税のこと。このうち普通税を「法定外普通税」、目的税を「法定外目的税」という。

都道府県が、法定外税を新設又は変更する場合には、総務大臣に事前に協議をし、その同意を得ることが必要とされている。

総務大臣は、いずれかの事由があると認める場合を除き同意しなければならない。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①および②に掲げるものを除くほか、国の経済政策に照らして適当でないこと。

(2) 超過課税

財政上その他の必要がある場合に、地方団体が、標準税率を超える税率（超過税率）を条例で定めて課税すること。

なお、超過課税の税率は、制限税率を超えることはできない。

(3) 課税客体

「なに」に対して税金を課するのかがという場合の「なに」に当たる。事業税の課税客体は「事業を行う行為」、不動産取得税の課税客体は「不動産の取得という行為」

(4) 課税標準

「なに」に課税するのかが決まったとき、税額を計算できるように課税客体を数値化したもの。

事業税の課税標準は「所得」、不動産取得税の課税標準は「不動産の価格」。
課税標準は金額には限られない。自動車税の課税標準は例えば「総排気量」

(5) 徴収方法

- ①普通徴収：徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することにより地方税を徴収する方法（不動産取得税、個人事業税、自動車税など）
- ②申告納付：納税者が納付すべき地方税の課税標準額および税額を申告し、その申告した税額を納付する方法（法人二税、核燃料税など）
- ③特別徴収：地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、その徴収すべき税額を納入させる方法（ゴルフ場利用税、軽油引取税など）

(6) 税率

税額を算出するために課税標準に対して適用される比率。普通は百分比であるが、一定金額の場合もある。

税 目		税率の種類	制限税率の有無	
道府県民 税	均等割	個人	標準税率 1,000 円	無
		法人	標準税率 2～80 万円	無
	所得割		標準税率 2%、3%	無
	法人税割		標準税率 5%	有(6%)
法人事業税所得割		標準税率 5%~9.6%	有(標準税率の1.2倍)	
自動車税		標準税率(定額税率)	有(標準税率の1.2倍)	

- ①標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている税率。財政上その他の必要があると認める場合は、これによることを要しない。
- ②超過税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率（標準税率）を超えて定めた税率
- ③制限税率：地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして地方税法に規定されている税率

(7) 個人県民税

住所を有し、かつ一定の所得を有する個人に課される税金で、均等割と所得割がある。均等割は、行政サービスを受ける対価として地域社会の費用の一部を等しく分担する会費としての性格を有しており、定額の負担を求めるものであり、所得割は納税義務者の担税力に応じた税額の負担を求めるものである。

また、個人県民税は、市町村によって個人市町村民税と一緒に課税され、この両方を合わせて個人住民税という。

なお、個人県民税均等割は、次のいずれかに該当する方が非課税となる。

- ①生活保護法による生活扶助を受けている者
- ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者
- ③前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者

平成17年度個人県民税均等割納税者数 543,808人

(8) 法人県民税

県内に事務所や事業所などがある法人等に課税される税金で、均等割と法人税割がある。均等割は、法人の所得の有無にかかわらず、一定の税額を課税するもので、法人税割は法人税額を課税標準として課するものである。

法人県民税は、法人も個人と同様に地域社会の構成員であることから、その地方団体の経費を個人の住民と同様に分担することを求める税である。

平成 18 年 3 月末現在の法人数

資本金等の額の区分	法人数
50 億円超	870
10 億円超 50 億円以下	538
1 億円超 10 億円以下	1,193
1 千万円超 1 億円以下	5,788
1 千万円以下	21,512
計	29,901

いしかわの森づくり税(仮称)案の非課税者について
(= 個人県民税均等割の非課税者)

次の1から3のいずれかに該当される方が非課税となります。

1 生活保護法による生活扶助を受けている方

2 障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で前年の合計所得金額が125万円以下の方

(例1) サラリーマン(給与収入)の方の場合

給与収入から給与所得控除を差し引いた額が125万円以下の方

給与所得控除は年収に応じて計算方法が決まっている

給与収入	180万円以下	収入金額×40%(65万円以下は65万円)
"	180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円
"	360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円
"	660万円超1000万円以下	収入金額×10% + 120万円
"	1000万円超	収入金額×5% + 170万円

これで計算すると、給与の年収が204万円以下の方

(例2) 事業を行っている方の場合

事業収入から必要経費を差し引いた額が125万円以下の方

給与収入と異なり、必要経費に応じて非課税者の年収額は違う

3 前年の合計所得金額が市町の条例(税条例)で定める金額以下の方

前年の合計所得金額が次の金額以下の場合には非課税

控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数に28万円(金沢市:32万円、小松市:31.5万円)を乗じた金額以下

で控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、さらに16.8万円(金沢市19万円、小松市18.9万円)を加算した金額以下

これを計算式で表すと

$(\text{控除対象配偶者及び扶養親族の合計数} + 1(\text{本人})) \times 28(32, 31.5)\text{万円} + 16.8(19, 18.9)\text{万円}$

(例1) 独身者の場合

前年の合計所得金額が28(32、31.5)万円以下の方

$1 \times 28(32, 31.5)\text{万円} + 0\text{円} = 28(32, 31.5)\text{万円}$

例えば、上記で給与収入の方は、給与の年収が93(97、96.5)万円以下

$28(32, 31.5)\text{万円} + 65\text{万円}(\text{給与所得控除額}) = 93(97, 96.5)\text{万円}$

例えば、上記で年金のみ受給されている方は、年額が148(152、151.5)万円以下

$28(32, 31.5)\text{万円} + 120\text{万円}(\text{公的年金等控除額}) = 148(152, 151.5)\text{万円}$

(例2) 夫婦で子ども2人の場合(収入は主人のみの場合)

前年の合計所得金額が128.8(147、144.9)万円以下の方

$(1 + 2 + 1) \times 28(32, 31.5)\text{万円} + 16.8(19, 18.9)\text{万円} = 128.8(147, 144.9)\text{万円}$

例えば、上記で給与収入の方は、給与の年収が209.7(235.7、232.7)万円以下

$128.8(147, 144.9)\text{万円} + 80.9(88.7, 87.8)\text{万円}(\text{給与所得控除額})$

$= 209.7(235.7, 232.7)\text{万円}$

用語解説

下層植生

森林内の低木や草本類からなる植物のまとまりをいい、林内の環境を示す指標となっている。

里山林

歴史的に、薪、炭、椎茸栽培、山菜や落葉採取など、人の生活と密接な関わりを持って維持されてきた森林で、本県では集落又は市街地周辺の広葉樹を主体とした森林を指す場合が多い。

浸透能

ある一定時間内に土壌の表面を通過して、水が土中に吸収される量の最大値のことで、mm/hrの単位（時間当たりの雨水量）で表す。

長伐期施業

大径材の生産等を目的として、通常であれば植林した樹木を50年程度で伐採するところを、少なくとも80年生以上の大きな樹木になるまで伐採しない管理経営方法のこと。

フィトンチッド

フィトンとは「植物」、チッドとは「殺す、殺菌」の意味で、ロシアの学者トーキンが作成した言葉で、森林の中の空気に含まれている、樹木から放出されたいろいろな芳香物質のこと。これが体に良い効果をもたらすとされる。

不在村森林所有者

自分の森林が所在する市町村の区域に居住していない森林所有者のこと。

バイオマス

バイオとは「生物資源」、マスとは「量」を意味し、自然の中でつくりだされる再生可能な生物性資源のことで。一般的には、エネルギー資源としての樹木などの植物、稲わら・籾殻等農業生産物、海藻等水産資源、食品廃棄物、家畜排泄物などを指す。

山元立木価格

山に生えている樹木の価格のことで、一般に丸太の市場価格から伐採や搬出等に必要経費を差し引いて計算され、幹の材積1㎡当たりの価格で表される。

林家

林業を営む世帯。2000年世界農林業センサスでは、所有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

林業就業者

林業に就業している者のことで、本県では、主に森林組合や造林会社等との雇用契約により林業に従事している。

なお、造林会社等が組織する団体として石川県森林整備協同組合がある。

齢級

樹木の年齢を林齢といい、林齢を一定の幅（5カ年）でひとくくりにした呼称。

一般に、林齢が1～5年生を「1齢級」、6～10年生を「2齢級」という表示方をする。